

附帯決議案提出書

議案第 30 号 平成 31 年度横手市一般会計予算に対する附帯決議(案)

附帯決議案を、横手市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により別紙のとおり提出します。

平成 31 年 3 月 20 日

提出者

横手市議会議員 菅原 正志

賛成者

横手市議会議員 本間 利博

〃 播磨 博一

〃 奥山 豊和

〃 菅原亀代嗣

〃 佐藤 忠久

〃 佐藤 誠洋

横手市議会議長 齋藤 光司 様

理 由

「まちなか再生推進事業」の執行にあたり、丁寧な事業の実施を求めるため。

議会議案第 1 号

議案第 30 号 平成 31 年度横手市一般会計予算に対する附帯決議

平成 31 年度横手市一般会計予算に計上されている「まちなか再生推進事業」1 億 5,844 万円は、横手駅東口第二地区の市街地再開発の事業主体に対して、事業計画作成のための調査設計等にかかる費用として補助を行うために計上されているが、事業の中には横手市が設置を検討している公益施設に関する基本設計委託等についても含まれている。

市の説明では、公益施設は 3,500 平方メートルの保留床を買い上げ、図書館もある複合施設を整備することを想定しており、今後合併特例債を財源に約 20 億円の支出を見込むとしているが、第二次総合計画にも記載されていない施設であり、その決定に至る経過が市民に十分に説明されないまま予算提案が行われたことは誠に遺憾である。

また、複合施設でありながら、図書館以外の機能については明らかにされておらず、民間が開発する施設や Y² ぷらざをはじめとする第一地区の諸施設との連携を含め、これまでの公益施設整備における市の説明では、横手駅東口に賑わいが創出される姿をイメージすることが困難な状況であった。

市議会としても横手駅東口の現状については憂慮しており、再開発により再び横手駅前に活気が生まれることを切に願うものである。しかしながら、本来、地権者が主体性をもって実施していくべき再開発事業に、横手市がスケジュールありきで事業を主導し、過剰な介入になっている印象も拭えない。

以上のことから、事業実施にあたっては以下の点に留意して、将来に禍根を残す公益施設とならないよう慎重な対応を求めるものである。

1. 公益施設整備についてはスケジュールありきではなく、既存図書館の在り方、財政見通しなど十分な情報を提供した上で、市民、議会との丁寧な合意形成を図り、市民が真に求める公益施設機能を決定すること。
2. 現在、再開発の検討を行っている「まちづくり研究会」とは、十分な情報共有を行い、市の意向だけが先行することのない、官民一体となった再開発事業を実施すること。また、協議の状況は議会にも報告すること。

以上、決議する。

平成 31 年 3 月 20 日

横手市議会